

広報 TOPICS

2019-03 2019. 10. 01UP



# ヤミ金融に対する注意喚起

行政のキャンペーンに協力 ~ヤミ金融被害の防止と悪質業者排除に向けて~

日本貸金業協会は、6月13日と14日、金融庁後援のもと東京都が主催するヤミ金融被害を防止するためのキャンペーン(「ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」)に協力。協会職員が警視庁など関係14機関の職員とともに、都内の駅前や繁華街などで啓発チラシやキャンペーングッズの配布を行い、広く一般に向けてヤミ金融への注意を呼びかけた。協会の呼びかけに応じた協会員5社の社員9名も参加し、協力した。

警察庁の発表によると、2018 年は、無登録・高金利事犯の検挙事件数は 130 件、預貯金口座、携帯電話の不正取得等のヤミ金融を助長する事犯の検挙事件数は 2009 年の 8 倍近い 588 件に達している(※1)。昨今では、中小企業の経営者に対しファクタリング(売掛債権等の売買)を装い、実質的には債権を担保とした貸付けを行うものや、SNS等を利用して個人間での融資を装い、業として違法な高金利での貸付けを行うものなど、新たなヤミ金事案の発生が指摘されている。協会が資金需要者向けに行った調査(2018 年 9 月 28日公表)では、資金需要者のうち、事業者にあっては 16.3%が、個人にあっては 11.6%が、ヤミ金融に接触したことがあると回答(※2)。協会内に置かれた貸金業相談・紛争解決センターに寄せられたヤミ金融に関する相談を見ると、2018 年度は実被害を被っての相談が 155 件に達している(※3)。

協会では、①ヤミ金融のネット広告についてサイバーパロールの実施、②高校や大学等の教育機関等における出前講座でのヤミ金融に関する注意喚起、③ヤミ金融の被害防止を目的としたリーフレットの無償配布、 ④行政などからヤミ金融情報の提供を受け協会ウェブサイトでの注意喚起、⑤毎年 11 月には「ヤミ金融サイト 撲滅強化週間」を実施し、協会員から寄せられたヤミ金融情報を取りまとめて行政に報告、⑥ヤミ金融と接触 した方からの相談には、貸金業相談・紛争解決センターで必要な助言を行うなどしている。



協会では、今後もさまざまな活動を通じて資金需要者に対し、ヤミ金融への注意喚起を行うとともに、ヤミ金融など悪質業者を排除していくため、関係機関との連携を深めていく。

# 出典

(※1)警察庁「平成 30 年における生活経済事犯の検挙状況等について」P26/PDF:574KB (※2)「資金需要者等の現状と動向に関する調査結果報告」 P69、P97/PDF:1.19MB (※3)貸金業相談・紛争解決センター「平成 30 年度年次報告書」 「ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」の模様 2019 年 6 月 13 日~14 日、場所:東京都千代田区(JR 神田駅前周辺)、東京都新宿区(JR 高田馬場駅前周辺)



■協会ウェブサイトのトップページ「重要なお知らせ」において、ファクタリングや個人間融資を装ったヤミ金融について注意喚起を6月12日から行っています。

### 注意喚起

#### 中小企業経営者を狙うファクタリングを装ったヤミ金融や、SNSを通 じた「個人間融資」を装ったヤミ金融にご注意



財務局長又は都道府県知事の登録を受けていない遺法な金融業者による買付けが横行しています。借入れをする場合には、業者の賃金業登録の有無を確認し、登録の確認ができない業者からは、絶対に借り入れをしないでください。

中小企業の経営者を狙い、売掛債権を売却して資金を調違する「ファクタリング」を装って、無登録業者が債権を担保とした違法な賃付けを行っている事業が確認されています。

また、SNSなどを通じて見知らぬ人同士が知り合い、お金の貫し借りを行う「個人問融資」では、遮法な高金利での貸付けや無登録業者による貸付けが行われている事業が確認されていますので、くれぐれもご注意ください。

# ファクタリングを装ったヤミ金融

「ファクタリングを装ったヤミ金融」とは、高額な手数料を 差し引き、売掛債権の買い取り代金を支払うものの、正規の 債権売買ではないてとから、買主が回収リスクを負わず、債 権回収できない場合は買戻しを行わせるもので、実態は賃付 けてす。賃金業の登録がされていない無登録業者のヤミ金融 です。くれぐれもご注意ください。



注意喚起チラシ 「〜経営者の皆様〜 その資金調達 大丈夫ですか?」 (PDF:83KB) 💆

日本賃金業協会では、ファクタリングを装ったヤミ金融である可能性が高いケースについて例示し、 皆さまに注意喚起を行っています。



# 個人間融資を装ったヤミ金融

「個人問題負」とは、SNSなどを通じて見知らぬ人同土が知り合い、金銭の貸し借りを行うものです。個人問題資であっても、反復競技の思恵もって金銭の貸付は存行場合には、貸金銭の受録を受ける必要があります。個人を装ったヤミ金融により造法な高金利の貸付けが行われるほか、個人情報が馬用され、更なる犯罪終金やトラブルに巻き込まれる危険性があります。くれぐれもご注意ください。



# 【参考】リンク

傾金票を行う場合には、登録を受けないればなりません。借り入れを行おうとする票者が登録票者で あるかどうかを、「登録録金票者情報検索サービス」を利用するか、財務周又は都道府県へ展新情報 を確認してください。

金融庁ウェブサイト内コンテンツ

〇 「登録貸金業者情報検索サービス」

nttps://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php

○ 財務局一覧

ttps://www.fsa.go.jp/ordinary/madoguti/zaimu.html 🗵

○ 都道府県一覧

https://www.fsa.go.jp/ordinary/madoguti/todoufuken.html

■ 金融庁「違法な金融業者にご注意!」 https://www.fsa.go.ip/ordinary/chuui

■ 日本貸金業協会 ヤミ金被害の実例

■ 日本貸金業協会 「ヤミ金 (悪質業者) かな?」と思ったら https://www.j-fsa.or.jp/personal/bad\_contractor/used/

■ 日本貸金業協会 「ヤミ金(悪質業者)」(検索結果)

日本貸金業協会の協会員を装い、融資の勧誘を行っている悪質業者の情報も確認いただけます。

https://www.j-fsa.or.jp/personal/bad contractor/search/result.php